

## 第1節 対応措置の概要

南海トラフ地震に関する対応措置について記す。

### 第1 対応措置の概要

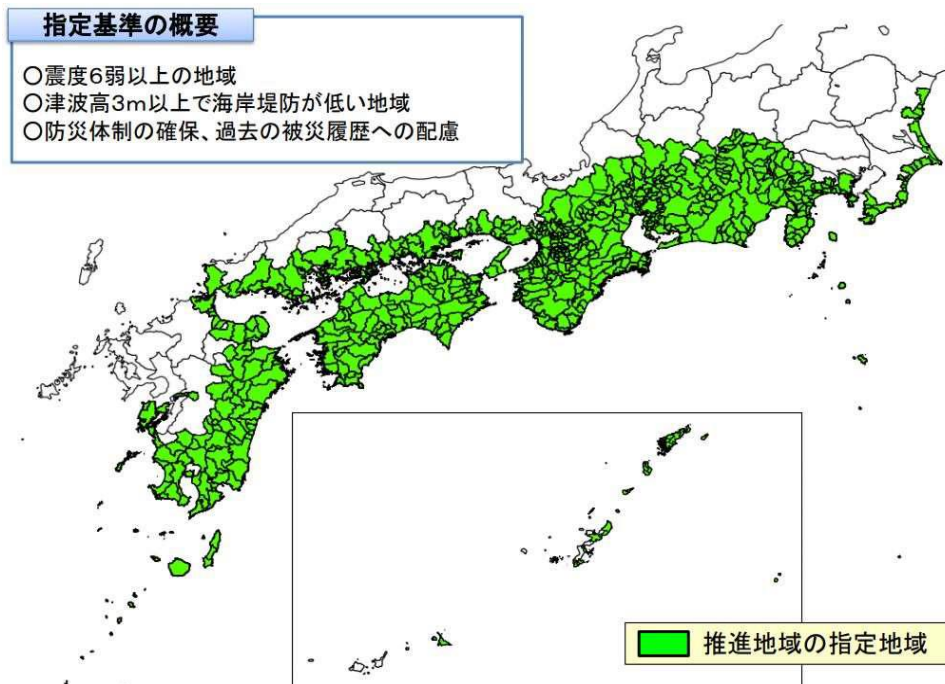
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県北東部でも相応の被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

#### ■南海トラフ地震防災対策推進地域



#### 【参考】「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

改訂前の「加須市地域防災計画」震災対策編には、第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画を掲載していたが、平成29年度より気象庁にて南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行ってなく、警戒宣言が発令される見込みがないことから、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」を計画する。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

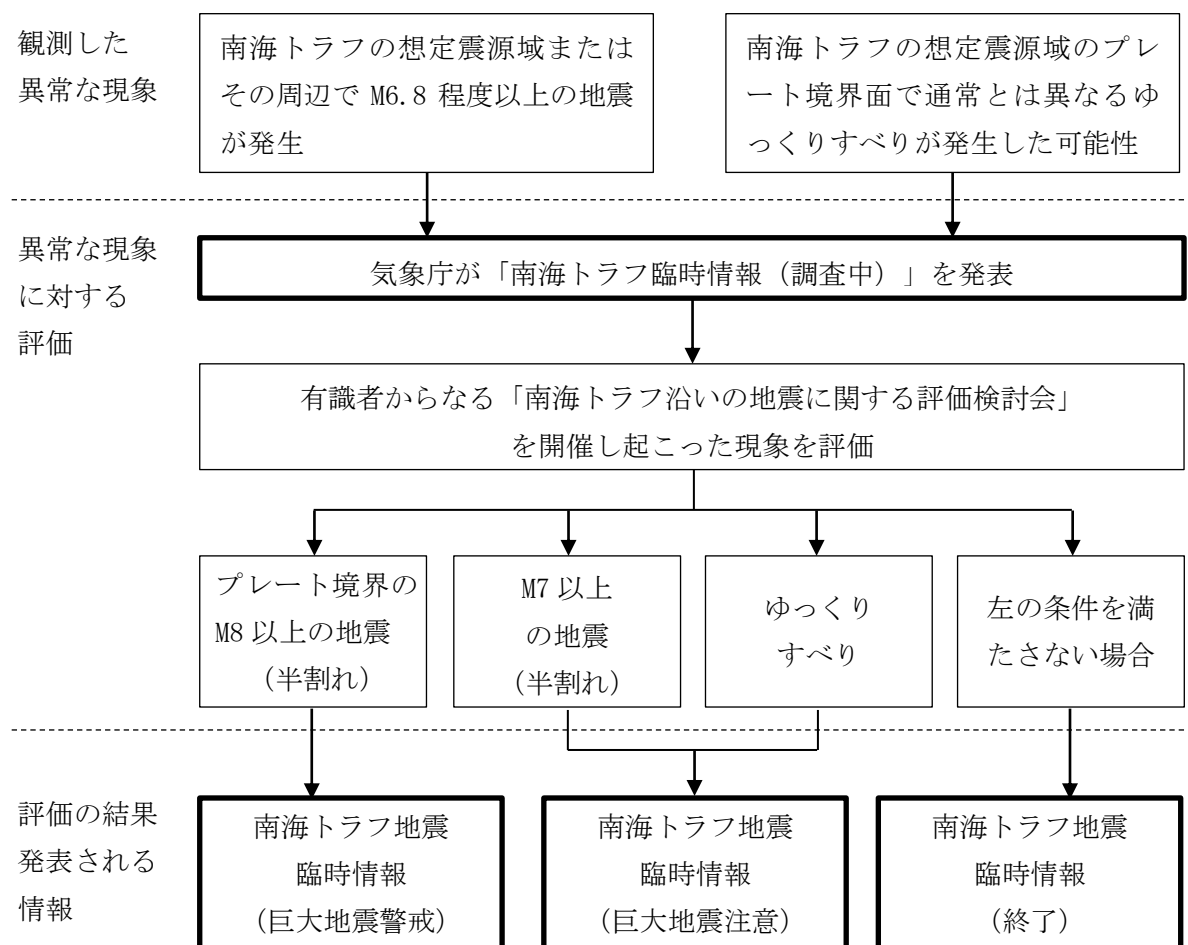
気象庁において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。この発表を受けた場合に、次のとおり市において対応する。

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

県から南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内各課、防災関係機関に対して伝達する。

南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

#### ■南海トラフ臨時情報発表までの流れ



## 第2 市民、企業等への呼びかけ

本市は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

### ■ケース毎の警戒、注意をする期間

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた機関と概ね同程度の期間

### ■市民・企業の防災対応の呼びかけ

区分	防災対応
市民	① 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等 ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところできるだけ近づかない 等
企業	① 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の周生期場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

## 第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本市及び防災関係機関は、「第4章 震災初動対応計画」に基づき災害対応を行うものとする。